

○一関市移住支援金等交付要綱

令和元年7月5日

告示第209号

(目的)

第1 岩手県ふるさと振興総合戦略及び一関市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、岩手県（以下「県」という。）と共同して行ういわて暮らし応援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から市内に移住した者が、県又は市が実施する事業の活用等により就業又は起業をした場合に、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により移住支援金を交付するとともに、東京圏の大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に規定する大学（同法第99条第1項に規定する大学院及び同法第108条に規定する短期大学を含む。）、同法第115条第1項に規定する高等専門学校、同法第125条第3項に規定する専修学校の専門課程のほか、これらに準ずる学校等であって岩手県知事が別に定めるものをいう。以下同じ。）を卒業又は修了して、県内の企業に就業する者に地方就職支援金を交付する。

2 移住支援金及び地方就職支援金の交付については、いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領（平成31年4月1日付け定雇48号岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室長通知）、法令等の定めるところによるほか、この告示によるものとする。

(移住支援金の交付対象者)

第2 移住支援金の交付対象者は、市に転入した者で、第1号の要件を満たし、かつ、第2号又は第3号の要件を満たすものとし、世帯の申請をする場合にあっては第4号の要件についても満たすものとする。

(1) 移住等に関する要件は、次に掲げるア、イ及びウに該当することとする。

ア 移住元に関する要件は、次に掲げる事項のいずれにも該当することとする。

(ア) 住所を変更した日の直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振

興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）に規定する条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び令和2年国勢調査による人口が平成22年国勢調査による人口から10%以上減少している市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。ただし、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職し、及び通勤した者（雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、通学をしていた期間を当該期間に含めることができる。

(イ) 住所を変更した日の直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住し、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内に通勤をしていたこと。ただし、東京23区内に通勤していた期間にあっては、住民票を変更した日の3か月前までを当該1年の起算点とすることができ、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ東京23区内の大学等へ通学し、企業等へ就職し、及び通勤した者（雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、通学をしていた期間を当該期間に含めることができる。

イ 移住先に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。

(ア) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

(イ) 移住支援金の申請日から市内に5年以上継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。

(ア) 一関市暴力団排除条例（平成27年一関市条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人であること又は外国人であって出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「難民認定法」という。）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。以下「特例法」という。）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

- (ウ) 申請者は、移住支援金の申請時から起算して過去10年以内に申請者及び世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合、又は過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、当該申請時から5年以上経過し18歳以上となり、市長が認める場合を除く。
  - (エ) その他岩手県知事又は市長が移住支援金の対象として適当と認めた者。
- (2) 就職に関する要件は、次に掲げる事項のいずれかに該当することとする。
- ア 一般の就職に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
    - (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
    - (イ) 県又は他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人に応募し、就職したこと。
    - (ウ) 交付対象者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている企業等への就職でないこと。ただし、市内の伝統産業等で担い手確保が困難であるものを除く。
    - (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就職していること。
    - (オ) (イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
    - (カ) 移住支援金の申請日から就職先に継続して5年以上勤務する意思を有していること。
    - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
  - イ 専門人材の就職（内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業したものをいう。）に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
    - (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
    - (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
    - (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
    - (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

ウ テレワークに関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 移住先で、テレワーク（原則として恒常的に通勤しないものをいう。以下同じ。）により勤務することとし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

(ウ) 内閣府地方創生推進室が実施する新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）又はデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））若しくはこれらの前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から交付対象者に資金提供されていないこと。

エ 本事業における関係人口に関する要件として、次の表の左欄及び右欄の要件に該当すること。

支給対象者の要件	地域の担い手確保の要件
次のいずれかに該当する者	次のいずれかに該当する者
1 移住希望者相談等支援補助金の交付を受けたことがある者	1 農林水産業に就業した者
2 お試し移住、移住体験ツアー、オンラインいちのせき暮らしセミナー、その他これらに類する市が主催する移住促進事業への参加経験を有する者	2 市内で3親等以内の親族関係にある者が代表者、取締役等の経営を担う職務を行っている企業等へ就業した者
3 一関市空き家バンク事業実施要綱（平成25年一関市告示第38号）第2第3号に規定する空き家バンクに登録した空き家に移住した者	3 次のいずれかに正規従業員として就業した者
4 市が主催する新たなネットワーク創出事業など関係人口創出に資すると認められる事業への参加経験を有する者	(1) 市内に本社又は本店を置く企業等
5 県の「遠恋複業」の取組により、県内企業及び団体と複業を実施している者	(2) 県内に本社又は本店を置く企業等。ただし、市内に所在する支店等へ就業した場合に限る。
	(3) 県外に本社又は本店を置く企業等。ただし、地域限定型採用等で市内に所在する支店等へ就業した場合に限る。
	4 自治体、地域づくり団体等が関わる地域づくり活動又は地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者

(3) 起業に関する要件は、移住支援金を申請した日前1年以内に新しい地方経済・生

活環境創生交付金（第2世代交付金（移住・起業・就業型））を活用して起業支援金の交付決定を受けていることとする。

(4) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（移住支援金の額）

第3 移住支援金の額は、単身の申請の場合にあつては1人当たり60万円、世帯の申請の場合にあつては1世帯当たり100万円とし、申請日が属する年度の4月1日時点で18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合においては、当該18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

（移住支援金の提出書類）

第4 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第1のとおりとする。

（移住支援金の交付）

第5 市長は、交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

（移住支援金の返還請求）

第6 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求できるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして岩手県知事及び市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に市内から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に市内から転出した場合

(地方就職支援金の交付対象者)

第7 地方就職支援金の交付対象者は、次の各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 移住等に関する要件は、次のいずれにも該当することとする。

ア 移住元に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。

(ア) 大学等を卒業若しくは修了する年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学等を卒業又は修了していること。

(イ) 大学等を卒業又は修了する年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。

(ア) 市内に転入したこと。ただし、就職活動等に係る交通費については、県内に所在する企業等に就職することが内定していること。

(イ) 地方就職支援金の申請時において、大学等を卒業又は修了した日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中（卒業見込みの場合に限る。以下同じ。）に就職活動等に係る交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

(ウ) 地方就職支援金の申請日から5年以上継続して市内に居住する意思を有していること。ただし、在学中に就職活動等に係る交通費を申請する場合は、卒業後に次号アの要件を満たす企業等に就職し、市内に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。

(ア) 一関市暴力団排除条例（平成27年一関市条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人であること又は外国人であって難民認定法に定める永住者、日本人

の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他市長が地方就職支援金の対象として適当と認めた者。

(2) 就業に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。

ア 就業先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する企業等に、前号ア(ア)の要件を満たす大学等を卒業又は修了してから1年以内に就職していること。

(イ) 勤務地が県内であること。

(ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業者、性風俗関連特殊営業者又は接待業務受託営業者でないこと。

(エ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(オ) 官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)ではないこと。ただし、県及び市が認める場合を除く。

(カ) 地方就職支援金の交付対象者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、市内の伝統産業等で担い手確保が困難であるものを除く。

イ 就業条件等に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当することとする。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に就職活動等に係る交通費を申請する場合は、無期雇用契約に基づいて週20時間以上就業する見込みであること。

(イ) 当該地域へ勤務地限定型社員として採用予定であること。ただし、在学中に就職活動等に係る交通費を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(地方就職支援金の額)

第8 地方就職支援金の額は、就職活動等に係る交通費及び移住に係る移転費とし、次のとおりとする。

(1) 就職活動等に係る交通費

県内に所在する企業等が実施した採用面接等に参加するために要した交通費（100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とし、15,200 円を上限とする。

(2) 移住に係る移転費

県内に所在する企業等に就業するため市内までの移住に要した移転費（100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とし、108,000 円を上限とする。

2 前項に定める経費について、他の公的制度又は就業先の企業等から補助金等の交付を受ける場合の地方就職支援金の額は、当該対象経費の合計額から当該交付を受ける額を差し引いた額（100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と、前項に定める地方就職支援金の額を比較し、少ない方の額とする。

3 第 1 項第 1 号に規定する交通費については、在学中の場合も対象とする。

（地方就職支援金の提出書類）

第 9 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第 2 のとおりとする。

（地方就職支援金の返還等）

第 10 市長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求できるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして岩手県知事及び市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合。

イ 地方就職支援金の申請日から 1 年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合。

ウ 地方就職支援金の申請日から 1 年以内に市に転入しなかった場合。ただし、申請時に既に市に住民票がある場合を除く。

エ 就業から 1 年以内に要件を満たす就業先を辞した場合。ただし、退職日から 3 カ月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。

オ 市への転入日から3年以内に、市外に転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、第7第2号の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満で市内から転出した場合。

(2) 半額の返還

市への転入日から3年以上5年以内に市内から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、第7第2号の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に市内から転出した場合。

(報告及び立入調査)

第11 市長は、いわて暮らし応援事業の実施状況を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援金及び地方就職支援金の交付を受けた者及び就職先の事業所等に対し、いわて暮らし応援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(補則)

第12 この告示に定めるもののほか、移住支援金及び地方就職支援金の交付に必要な事項は、岩手県知事と市長が協議して定める。

制定文 抄

令和元年7月5日から施行する。

改正文 (令和2年3月10日告示第52号抄)

令和2年1月15日以後に一関市に転入した者について適用する。

改正文 (令和3年3月31日告示第112号抄)

令和3年4月1日より施行する。

改正文 (令和4年3月31日告示第150号抄)

令和4年4月1日から施行する。なお、この告示による改正後の一関市移住支援補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後に一関市に転入した者について適用し、同日前に一関市に転入した者については、なお従前の例による。

改正文 (令和5年4月1日告示第166号抄)

令和5年4月1日から施行する。

なお、この告示による改正後の一関市移住支援補助金交付要綱第3の規定は、令和5年4月1日以後に市に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

改正文（令和6年3月28日告示第69号抄）

令和6年4月1日から施行する。

改正文（令和7年4月1日告示第131号抄）

令和7年4月1日から施行する。なお、この告示による改正後の一関市移住支援金等交付要綱の規定は、令和7年4月1日以降に一関市に転入した者について適用し、同日前に一関市に転入した者については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 4 関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
規則第 4 条 の規定によ る書類	移住支援金交付申請書 1 移住元の住民票の除票の写し (世帯移住 の場合は全員分) 2 東京 23 区で勤務していた企業等の就業 証明書又は開業届出済証明書及び個人事業 の納税証明書 3 就業証明書又は起業支援補助金の交付決 定通知書  4 関係人口証明書 (関係人口に関する要件 での申請の場合)  5 就業証明書又は活動証明書 (関係人口に 関する要件での申請の場合)  6 その他市長が必要と認める書類	第 1 号    第 2 号 又は 第 3 号  第 4 号 又は 第 5 号  第 6 号 又は 第 7 号	別に定める。

別表第 2 (第 9 関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
規則第 4 条 の規定によ る書類	地方就職支援金交付申請書 1 移住元の住民票の写し 2 在学証明書 3 就業証明書 4 交通費の領収書等 5 その他市長が必要と認める書類	第 8 号、 第 9 号又 は第 10 号 第 11 号	別に定める。

年 月 日

一関市長 様

移住支援金交付申請書

一関市移住支援金等交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援補助金の種類		就業		専門人材	上記家族の人数のうち18歳未満※の者の人数	人
		起業		テレワーカー	※申請日が属する年度の4月1日時点で18歳未満	
		関係人口				

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※1

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「いわて暮らし応援事業に係る個人情報取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、本市に居住し、かつ、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業・専門人材・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 一関市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

(関係人口の場合のみ記載) 一関市の関係人口要件の 該当の有無について	関係 人口 要件 ※2	支給対象者の要件	地域の担い手確保の要件
		1 移住希望者相談等支援補助金の 交付を受けたことがある者 2 お試し移住、移住体験ツアー、オ ンラインいちのせき暮らしセミナー、その他これらに類する市が主催 する移住促進事業への参加経験を 有する者 3 一関市空き家バンク事業実施要 綱（平成 25 年一関市告示第 38 号） 第 2 第 3 号に規定する空き家バン クに登録した空き家に移住した者 4 市が主催する新たなネットワー ク創出事業など関係人口創出に資 すると認められる事業への参加経 験を有する者 5 県の「遠恋複業」の取組により、 県内企業及び団体と複業を実施し ている者	1 農林水産業に就業した者 2 市内で3親等以内の親族関係に ある者が代表者、取締役等の経営 を担う職務を行っている企業等へ 就業した者 3 次のいずれかに正規従業員とし て就業した者 (1) 市内に本社又は本店を置く企 業等 (2) 県内に本社又は本店を置く企 業等。ただし、市内に所在する支 店等へ就業した場合に限る。 (3) 県外に本社又は本店を置く企 業等。ただし、地域限定型採用等 で市内に所在する支店等へ就業 した場合に限る。 4 自治体、地域づくり団体等が関 わる地域づくり活動又は地域課題 の解決に向けた取組に恒常的に参 加しており、移住後も継続する意 向がある者
		A. 該当する	B. 該当しない

※1 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

※2 該当する番号に○をつけてください。

#### 4 転出元の住所

住所	〒
----	---

#### 5 (東京 23 区への通学者・通勤者に該当する場合のみ記載) 東京 23 区への通学・在勤履歴

※直近 10 年間の通学・在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京 23 区への在勤後、移住前に東京 23 区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

#### 6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務地へ 行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 (                      )

管理コード (岩手県及び一関市使用欄)	
---------------------	--

年 月 日

一関市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	年 月 日
応募受付年月日	年 月 日
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
(※就業の場合のみ) 勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係	<input type="checkbox"/> 3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル 人材事業又は先導 的人材マッチング事 業を利用している場 合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない  <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

移住支援金交付に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、岩手県及び一関市の求めに応じて、岩手県及び一関市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

一関市長 様

所在地  
 事業者名  
 代表者名  
 電話番号  
 担当者

就業証明書（移住支援金（テレワーク）の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
移住後の業務	移住元の業務を引き続き行う
勤務時間	1週間の（テレワークによる）勤務時間が20時間以上である
交付金による 資金提供	勤務者に新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）又はデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））若しくはこれらの前歴事業による資金提供をしていない

移住支援金交付に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、岩手県及び一関市の求めに応じて、岩手県及び一関市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第4号（別表第1関係）

年 月 日

一関市長 様

所在地  
部署名  
代表者名  
電話番号  
担当者

関係人口証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

関係人口に関する要件に該当する事業名など	
参加した事業や移住相談の期間	
対応した市職員などの氏名（市職員以外の場合は団体名も記載）	
事業の内容など関係人口に関する要件に該当する理由等	
備考 （その他特記事項）	

年 月 日

一関市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

関係人口証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

「遠恋複業」 実施者名	
「遠恋複業」 実施先所在地	
「遠恋複業」 実施先電話番号	
マッチング年月日 ※就業開始日を記載	
就業期間	
「遠恋複業」 による就業内容	

移住支援金交付に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、岩手県及び一関市の求めに応じて、岩手県及び一関市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

一関市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

就業証明書（関係人口）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	年 月 日
雇用区分	
就業内容	<input type="checkbox"/> 農林水産業への就業 <input type="checkbox"/> 家業等への就業 <input type="checkbox"/> 市内に本店を置く企業等への就業 （市内の支店等に就業する者で、岩手県内に本店を置く企業等に就業する者、又は岩手県外に本店を置く企業等に地域限定型採用等で就業する者を含む）

移住支援金交付に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、岩手県及び一関市の求めに応じて、岩手県及び一関市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

一関市長 様

所在地  
団体名  
代表者名  
電話番号  
担当者

活動証明書（関係人口）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

対象者名	
対象者住所	
対象者の活動期間	年 月 日 ～ 現在に至る
対象者の活動内容	
対象者の活動状況	当団体の活動に積極的に参加し、当団体が主催する事業等に複数回参加した実績がある

移住支援金交付に関する事務のため、対象者の活動状況などの情報を、岩手県及び一関市の求めに応じて、岩手県及び一関市に提供することについて、対象者の同意を得ています。

年 月 日

一関市長 様

地方就職支援金交付申請書

一関市移住支援金等交付要綱に基づき、地方就職支援金（交通費分）の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
在学大学・学部			

2 就職活動訪問先

訪問先	企業名	
	所在地	
	会場住所	
面接・試験日	年 月 日	
内定日	年 月 日	

3 移動経路（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「いわて暮らし応援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する	B. 同意しない
移住日から5年以上継続して、一関市に居住する意思について (卒業後の申請の場合は申請日から5年以上)		A. 意思がある	B. 意思がない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

管理コード（岩手県及び一関市使用欄）	
--------------------	--

年 月 日

一関市長 様

地方就職支援金交付申請書

一関市移住支援金等交付要綱に基づき、地方就職支援金（移転費分）の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
在学大学・学部			

2 勤務先企業

勤務先	企業名		
	所在地		
就業開始日	年 月 日		

3 移転内容

日付	移住元（東京圏）	移住先	費用 ※1

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

4 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 移住先（一関市）に元からある（移動させていない）※2	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた）※2	

※2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

5 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「いわて暮らし応援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
移住日から5年以上継続して、一関市に居住する意思について （卒業後の申請の場合は申請日から5年以上）	A. 意思がある	B. 意思がない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

管理コード（岩手県及び一関市使用欄）	
--------------------	--

年 月 日

一関市長 様

地方就職支援金交付申請書

一関市移住支援金等交付要綱に基づき、地方就職支援金（交通費及び移転費）の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
在学大学・学部			

2 就職活動訪問先

訪問先	企業名			
	所在地			
	会場住所			
面接・試験日	年 月 日			
内定日	年 月 日			

3 移動経路（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		

4 移転内容

日付	移住元（東京圏）	移住先	費用 ※1

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

5 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 移住先（一関市）に元からある（移動させていない）※2	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた）※2	

※2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

6 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「いわて暮らし応援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
移住日から5年以上継続して、一関市に居住する意思について （卒業後の申請の場合は申請日から5年以上）	A. 意思がある	B. 意思がない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

管理コード（岩手県及び一関市使用欄）	
--------------------	--

年 月 日

一関市長 様

所在地  
 事業者名  
 代表者名  
 電話番号  
 担当者

就業証明書 (地方就職支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
内定年月日	年 月 日
就業年月日	年 月 日
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3 親等以内の親族に該当しない
移住先地域内での就業の有無	<input type="checkbox"/> 居住している都道府県内の事業所に就業している (予定も含む)
対象経費の支援	<input type="checkbox"/> 就職活動等の参加に係る交通費の支給をしていない <input type="checkbox"/> 当該地域への移動に係る移転費の支給をしていない

地方就職支援金交付に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、岩手県及び一関市の求めに応じて、岩手県及び一関市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第1号 (別表第1関係)

様式第2号 (別表第1関係)

様式第3号 (別表第1関係)

様式第4号 (別表第1関係)

様式第5号 (別表第1関係)

様式第6号 (別表第1関係)

様式第7号 (別表第1関係)

様式第8号 (別表第2関係)

様式第9号 (別表第2関係)

様式第10号 (別表第2関係)

様式第11号 (別表第2関係)